



# 最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M O 生

昭和十三年五月十八日

内務大臣 末次信正

工事終了ノ期日

路線名  
八號  
自山梨縣北都留郡上野原町  
至同縣同郡嚴村  
昭和十三年五月十八日

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又  
ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如

## ◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に告示せられたるもの左の如し

法 令

認定月日

起業地名

五、二一

道府縣  
香川縣  
起業者  
香川縣事業種別  
飛行場設置香川縣香川郡弦打村地内  
東京府東京市大森區六丁目、大森七丁目地内  
五、二一東京府東京市長  
高知縣高知市道路新設並改築  
運動場建設兵庫縣姬路市西中島地内  
東京府東京市荒川區三河島町四丁目 三河島町五丁目地内東京府東京市長  
廣島縣吳市長

道路改築

高知縣高知市大原町地内  
廣島縣吳市海岸通三丁目地内東京府東京市長  
東京府東京市長

道路改築

東京府東京市月島東仲通三丁目、月島東河岸通三丁目地内

沖繩縣那霸市長  
大阪府那霸市長

道路改築

沖繩縣那霸市若狹町一丁目地内

福岡縣知事  
福岡縣直方市長

道路改築

大阪府泉州北郡福泉町地内  
福岡縣直方市大字直方地内大阪府知事  
大阪府大阪市長

道路改築

大阪府大阪市此花區玉川町二丁目地内

阪岡縣知事  
阪岡縣直方市長

道路改築

大阪府大阪市東京市  
東京市東京市大阪府大阪市長  
大阪府大阪市長

道路改築

大阪府大阪市東京市  
東京市東京市大阪府大阪市長  
大阪府大阪市長

道路改築

大阪府大阪市東京市  
東京市東京市

## ◎土木地方債許可概要

許可月日

許可額

目的的

團體名

道府縣

五、一三

一八〇,〇〇〇円

導水路改築費

東京市

東京都

五、一七

一一〇〇

河川改修費納付金

東京市

東京都

五、一八

四九、五〇〇

都市計畫街路事業費

東京市

東京都

五、一九

三五、〇〇〇

道路改修費負擔金

東京市

東京都

五、二〇

二四、五〇〇

都市計畫街路事業費

廣島市

廣島縣

五、二一

三〇〇,〇〇〇

災害土木復舊費

島根縣

島根縣

五、二〇	六七、〇〇〇	上水道布設費	葛生町	木手縣	板木縣
五、二七	二〇、〇〇〇	都市計畫街路事業費	呼子町	佐賀縣	岩佐縣
五、三〇	八、九〇〇	道路改築費	成田市	福岡縣	市原縣
五、三一	六〇、〇〇〇	上水道買收費起債方法變更件 港灣修築費納付金	呼若市	千葉縣	葛生町
五、三〇	五九、〇〇〇	水道擴張費	葛生町	木手縣	板木縣
六、二	二三〇〇、〇〇〇	東北振興河川改修費	呼若市	千葉縣	葛生町
六、六	二〇、〇〇〇	(繼續)	呼若市	千葉縣	葛生町
六、八	一五九、五〇〇	東北振興道路橋梁砂防費	呼若市	千葉縣	葛生町
六、八	三七一、七〇〇	道路改修費	呼若市	千葉縣	葛生町
一三五、〇〇〇	二八、〇〇〇	河川改修費	新居濱市	福島縣	東京府
一七五、〇〇〇	四、六〇〇	河川改修費負擔金	滋賀縣	東京府	葛生町
一一〇〇〇	七五、四〇〇	漁港修築費	小友村	東京府	葛生町
二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	災害用水復舊費寄附金	秋田縣	東京府	葛生町
五七、〇〇〇	"	宮竹用水普通水利組合	石川縣	東京府	葛生町
六、一〇	"	石川改修費	石川縣	東京府	葛生町
六、一〇	"	山口縣	山口縣	東京府	葛生町

「誤記」訂正

第二十卷第六號（六月號）最近內務省に於ける路政關係 行目、二九、〇〇〇圓は、一七五、〇〇〇圓、八行目一七

五〇〇〇圓は一一九、〇〇〇圓に訂正す。

### ○自動車道事業

五月七日内務、鐵道兩省に於て協議決定せるもの左の如し。

#### 群馬縣

##### ○群馬縣管 自動車道事業經營の件返戻

群馬縣申請に係る起點勢多郡富士見村大字赤城山一番ノ二終點は起點と同番地（富士見村經由）延長二糸九三六米二の間に於て一般自動車道事業經營せんとするの件は道路工事費の財源は起債に依るも現下の時局に鑑み地方債仰制

方針の爲不許可となり且短距離の道路にして、效用薄く有效幅員四米五は一般自動車権造令に抵觸する等により六月十三日群土第四號を以て内務、鐵道兩大臣より返戻ありたり。  
大阿蘇觀光道株式會社申請に係る自阿蘇郡山田村大字遠見ヶ鼻至同郡南小國村大字瀬ノ本十六糸間は第一期計畫たる阿蘇線の完成を急ぎ居りたる處時局其の他の關係上其の進捗意の如くならず延ては本線の着工も再び延期の止むなきに至りたる爲工事施行認可期限を昭和十三年十月三十一日迄とし五月二十七日熊土第五號を以て内務鐵道兩大臣より

#### 熊本縣

##### ○大阿蘇觀光道 工事施行認可申請期限延期認可

○大雄山鐵道 神奈川縣  
○大雄山鐵道 自動車道事業經營の件却下

り認可ありたり。

◎自動車運輸事業

五月二十七日内務、鐵道兩省協議決定せるもの左の如し。

道府縣

區

間

申 請 者

免 免 許 許

神 奈 川

大 野 村 地 内(延長)

小田原急行電鐵株式會社

免 免 許 許

道府縣

區

間

申 請 者

免 免 許 許

東 京

大森區市野倉町、池上德持町間(延長)

目黒蒲田電鐵株式會社

免 免 許 許

兵 和 歌 山 庫

蒲田區女塚町、大森區池上本町間(〃)  
尾上村地内(〃)

梅森自動車株式會社  
神姫自動車株式會社

免 免 許 許

福 岡

古座町、西向町間(〃)

鞍手軌道株式會社

不 免 許 許

直方市、脇田間(貨物)(新規)

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道

一月二十一日至四月十五日間軌道運轉休止するの件は五月二十六日監第四九四〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可

○余市臨港 運輸營業休止認可

法 令

ありたり。

千葉縣

りたり。

一三四

○京成電軌 工事方法變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る市川國府臺停留場外四停留場自動閉塞信號機の二位色燈式を三位色燈式に變更し電車運轉の便を圖らんとするの件は六月一日監第四九九四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京成電軌 保安設備變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る臼井停留場外四停留場

自動閉塞信號機は從來二位色燈式なるを三位色燈式信號機に變更し電車運轉の便を圖らんとするの件は六月十三日監第五九〇二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

東京市電 假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る自澁谷區上通一丁目至赤坂區青山南町四丁目軌道假設物は東京高速鐵道株式會社の工事未完成の爲假設物使用期限を昭和十三年十一月三十日迄とし五月三十一日監第四九三七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可あ

○東京市電 假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る自赤坂區青山南町四丁目至同區表町四丁目軌道假設物は東京高速鐵道株式會社の工事未完成の爲假設物使用期限を昭和十三年十一月三十日迄とし五月三十一日監第四九二九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○東京市電 操車塔新設及信號裝置變更認可

東京市申請に係る角筈分歧點に操車塔を新設並同箇所に於ける一般交通信號の單獨式より進行式に變更するに伴ひ之に聯動する電車信號裝置を運轉信號保安規程例外取扱を適用するに變更するの件は六月三日監第五〇二三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○東京市電 電氣工事方法變更認可

東京市申請に係る自四谷區鹽町至麻布區六本木間は架空複線式の處全區間歸線完備せるを以て架空單線式に變更せんとするの件は六月十三日監第五六五四號を以て内務、鐵

道兩大臣より認可ありたり。

○東京市電 運輸營業休止期間延期却下並特許取消

東京市申請に係る自業平橋至業平橋驛間(二〇〇米)の運輸營業休止期限を昭和十三年九月十一日迄延期せんとするの件は五月三十一日監第三九四九號を以て内務、鐵道兩大臣より却下せられ同時に本區間の軌道は軌道法二十七條に依り其の特許を取消されたり。

○京王電軌 踏切警報装置變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る小金井踏切道に於ける警報機の「トレットル」位置を變更せんとするの件は五月三十一日監第四九九五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京濱電鐵 電氣工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る穴守支線電車線は從來吊架方法に於て「スパン」線式にして標準高さ五、四五〇米にて電線路保持上の不利並車輛運轉上の不便あるを以て本線と同様吊架方法を連線式に標準高さを五、一五〇米に

變更せんとするの件は五月三十一日監第四九三九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京成電軌 車輛設計變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る無蓋貨車現在三輛の一輛を有蓋貨車に變更せんとするの件は五月三十一日監第四九三六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

神奈川縣

○京濱電鐵 車輛設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る四輪「ボギー」電動客車四二輛同貨車は從來電桿式聚電裝置なる處「パンダグラフ」式聚電裝置に變更せんとするの件は六月十三日監第五九〇三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

石川縣

○金石電鐵 鐵道省所屬客車直通運轉認可並車體外有效幅員特別設計許可

金石電氣鐵道株式會社申請に係る自長田町至金石間軌道に鐵道省所屬貨車(車輛最大幅一米六三八以内)を直通運

轉と共に車體外有效幅員特別設計せんとするの件は六月七

日監第五〇一〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

○金石電鐵 鐵道省所屬客車讓受並設計變更認可

金石電氣鐵道株式會社申請に係る鐵道省所屬客車を讓受け同車輛の乗降場高との關係及既認可車輛幅員を超えしみざる爲踏段を改造せんとするの件は五月二十七日監第四九三一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

山梨縣

○山梨電鐵 軌道財團競落許可

峽西電氣鐵道株式會社申請に係る債務者山梨電氣鐵道株式會社の軌道財團強制競賣に付甲府區裁判所に於て昭和十三年五月十六日競賣に附せられたる處競落確定せるを以て

り。

○東都市營 電氣工事方法變更認可

京都市申請に係る東九條變電所より電氣軌道三號線と饋電する爲地中饋電線路を新設せんとするの件は五月三十一日監第四九三〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○名古屋市營 電氣工事方法變更認可

名古屋市申請に係る既設安田變電所の一〇〇「キロワット」誘導電動發電機二箇の内一箇は機能減退し使用に堪へざるに至りたる爲之を撤去し二四〇「キロワット」硝子製水銀整流器一箇を新設せんとするの件は六月一日監第四九六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

○山梨電鐵 軌道財團競落許可

に屬する自甲府驛前至追分間の權利義務を承繼せんとするの件は六月十六日監第五九八三號を以て内務、鐵道、遞信三大臣より許可ありたり。

鐵道抵當法第七十三條に準じ山梨電氣鐵道株式會社の特許に於ける伏見線中七瀬川架設蓮心橋上に敷設の軌條を扛上せんとするの件は五月三十一日監第四九三八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京都市營 保安設備變更認可

京都市申請に係る烏丸七條河原町今出川兩交叉點に電空轉轍機を設置せんとするの件は五月七日監第五〇九一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京阪電鐵 工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る淀驛を三輛聯結車停車驛とし之に伴ひ同驛附近の線路並工事方法變更せんとするの件は六月九日監第五一〇四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

○大阪市營(高速軌道) 工事方法變更認可

大阪市申請に係る動物園前停留場西中階及南海鐵道阪堺線霞町停留場との連絡地下道施設せんとするの件は六月六日監第五〇二六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營(高速軌道) 停留場設計變更認可

大阪市申請に係る難波停留場中階部は南此花街土地建物

株式會社ビルとの連絡道路として乗客並一般の利便に供せん爲擴張せんとするの件は五月三十一日監第四九二五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營 電氣工事方法變更認可

大阪市申請に係る道路改築に伴ひ南北線、霞町線、霞町玉造線電車線柱を移設するの件は五月二十四日監第四一〇四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪電軌 軌道工事方法變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る關西急行電鐵の開通を俟ち名古屋、大阪間の急行車を運轉する爲國分停留場に急行車待避設備を施設せんとするの件は五月二十五日監第五〇三五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪電軌 櫻井線軌道工事方法變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る府県道枚方八尾線の改築と共に從來の踏切を立體交叉に改良し架道橋頭空を四米五〇以上たらしめんとするの件は五月二十五日監第五〇六五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪電軌 櫻井線軌道假設工事認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る府縣道の改築と共に從來の踏切を立體交叉に改良せんとするに伴ひ必要を生じたる假設物は使用期限を昭和十三年十二月三十一日迄とし五月二十五日監第五〇六六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○山陽電軌 電動貨車設計變更認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る軌道線所屬電動貨車二輛の側板を撤去し材料運搬用貨車に使用せんとするの件は六月十一日監第五八七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

山口縣

○山陽電軌 起業目論見書記載事項變更認可

山陽電氣軌道株式會社申請に係る本線殘區間かる自唐戸町至西細江町間軌道起業目論見書記載事項を變更せんとするの件は五月三十一日監第四九二七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○山陽電軌 工事施行並工事方法變更認可

山陽電氣軌道株式會社申請に係る自唐戸町至西細江町間軌道は近く國道並都市計畫道路完成せるに付該道路上に軌道工事施行を爲し既設線路の中唐戸に於て新線と連絡上一部軌道工事方法を變更せんとするの件は昭和十三年十一月三十一日迄に着手し昭和十三年十二月三十一日迄に竣工す

兵庫縣

るものとし五月三十一日監第四九二六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 高知縣

##### ○土佐電氣 抵當證書記載事項變更認可

土佐電氣株式會社申請に係る三菱信託株式會社に軌道財團抵當權設定借入金に關する既認可抵當證書記載事項並元利支拂豫算中償還期限は昭和十四年五月三十一日迄と變更せんとするの件は六月一日監第四九四一號を以て内務、鐵道、遞信三天大臣より認可ありたり。

#### 福岡縣

##### ○朝倉軌道 瓦斯倫機關車設計認可

朝倉軌道株式會社申請に係る瓦斯倫機關車二輛製作使用せんとする件は五月二十六日監第四九二八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

##### ○朝倉軌道 工事方法變更認可

朝倉軌道株式會社申請に係る九州鐵道株式會社の福岡、津福間軌道との平面交叉箇所に於ける聯動裝置工事方法中

法  
令

聯動方法變更せんとするの件は五月十四日監第四一〇七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

##### ○九州鐵道 電動貨車設計變更認可

九州鐵道株式會社申請に係る福岡、津福間軌道に使用の車輛中（貨車）四輛を電機具取付部分狭隘なるため設計變更せんとするの件は五月十四日監第四一一六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。